

あけまして
おめでと
う
ござい
ます



高井会計だより

編集 発行人
税 理 士
高 井 直 樹

事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 9日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

ワンポイント マッチング拠出

確定拠出年金の掛金を企業が拠出する「企業型」に、従業員本人の掛金拠出（企業拠出への上乗せ）を本年1月1日から認めるもの。拠出金額は所得控除の対象となります。ただし、従業員本人の拠出金額は、その企業型の拠出限度額の枠内、かつ、事業主拠出金を超えない範囲内であればなりません。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付（納期の特例を受けている事業所は7~12月分）
1月10日
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合
1月20日
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
（法人税・消費税等）
1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
（年3回の場合）
1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出
1月31日
- 労 務 / 労働保険料の納付（第3期分）
1月31日
（労働保険事務組合委託の場合2月14日まで）

還付申告のポイント

還付申告のポイント

所得税の確定申告は、二月十六日から三月十五日とされていますが、これは申告義務のある場合であり、申告義務がない還付申告（医療費控除等がある場合）については、従来から一月より取り扱われています。

平成二十三年度の税制改正により還付申告の範囲や年金申告が前年と変わっていますので、ポイントを整理してみます。

1 申告手続きの改正点

① 公的年金等の収入金額が四〇〇万円以下で、かつ、その年の年金以外の所得の金額が二〇万円以下の場合には、確定申告が不要となりました（ただし、還付金額

がある場合は、還付申告が必要です）。

② 所得税の確定申告の義務がある者でも、還付申告となる場合には、その年の翌年の一月一日から提出できることになりました。

2 還付申告ができる期間

確定申告書を提出する義務はなくても、給与・報酬の源泉徴収税額や予定納税額などが納め過ぎになっている場合は、その納め過ぎになっている税額の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

還付申告ができるのは、その年の翌年一月一日から五年間です。なお、前年に確定申告をして

納めた税額が、誤って過大であった場合には、還付申告ではなく、「更正の請求」という手続きになります。

更正の請求ができる期間は、原則として確定申告書の提出期限から一年以内です。

3 還付申告の具体例

給与所得者は、次のような場合に還付申告をすることができます。

- ① 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- ② 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき



- ③ 多額の医療費を支出したとき
- ④ 特定の寄附をしたとき
- ⑤ 配当所得があり、配当控除を受けるとき
- ⑥ 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
- ⑦ 特定支出控除の適用を受けるとき

4 還付申告ができない場合の具体例

次の所得の場合は、源泉徴収された所得税については、源泉分離課税となっており、確定申告により還付を受けることはできません。

- ① 銀行預金などの利子所得

や投資信託の収益の分配等で一定のもの

② 特定の金融類似商品から生ずる所得

③ 特定の割引債の償還差益

④ 懸賞金付預貯金等の懸賞金等

5 雑損控除

自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族で総所得金額等が三八万円以下の者の有する資産について災害・盗難・横領による損害を受けた場合には、所得から次のうちいずれか多い金額を控除できます。

① 「雑損控除の対象となる損失の金額（災害関連支出の金額を含む）－受取保険金・損害賠償金等」－損失が生じた年分の総所得金額等×一〇%

② 災害関連支出の額－五万円
※損失の金額は、損失が生じたときの損失を受けた資産の価額を基準として計算されます。災害関連支出の金額とは、災害により滅失した住宅、家財などを取壊し

又は除去するために支出した金額などです。

6 医療費控除

(1) 控除対象者

本人に限らず、医療費を支払った時の現況において、生計を一にする配偶者その他の親族まで含まれます。

(2) 控除金額

医療費控除は、所得金額の五％か一〇万円のいずれか少ない金額を超える部分とされています。

なお、控除額の上限は二〇万円となっています。

(3) 控除対象となる医療費の範囲

主なものを下表に掲げていますので参考にして下さい。

(4) その他の注意点

医療費とは、その年中に現実に支払った医療費をいいます。また、支払った医療費に消費税等の額が含まれている場合には、消費税等の額を含めた支払額が医療費控除の対象となります。

医療費控除の対象となる医療費、ならない医療費の例

	医療費控除の対象となるもの	医療費控除の対象とならないもの
治療・検査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師に支払った診療費、治療費 ○ 医師の往診費用 ○ 治療のためのマッサージ、はり、おきゅう、柔道整復の費用 ○ 異常がみつかり、治療を受けることになった場合の人間ドックの費用 	<ul style="list-style-type: none"> × 医師等に支払う謝礼金 × ホク口をとるなどの美容整形費用 × 成人病の定期検診、人間ドックの費用（異常なしの場合） × 食事療法のための食品の購入代 × 診断書の作成料 × 脱毛費用
歯科	<ul style="list-style-type: none"> ○ 虫歯の治療費、金歯、義歯の費用 ○ 治療としての歯列矯正 	<ul style="list-style-type: none"> × 歯石除去のための費用 × 美容のための歯列矯正
出産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠中の定期検診費用 ○ 出産費用 ○ 助産師による分娩助料 	<ul style="list-style-type: none"> × 無痛分娩講座の受講費用
医薬品	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師の処方せんにより薬局で購入した医薬品 ○ 病気やケガの治療のために、医者に行かず、薬局で購入した医薬品 	<ul style="list-style-type: none"> × 疲労回復、健康増進、病気予防などのために購入した医薬品（ビタミン剤など） × 薬局・薬店で買った体温計
通院・入院	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通院や入院のための交通費 ○ 電車やバスでの移動が困難なため乗ったタクシー代 ○ 保健師や付添人などの療養上の世話を受けるために支払った費用（親族に対するものを除く） 	<ul style="list-style-type: none"> × 通院のための自家用車のガソリン代 × 出産のために実家に帰る交通費 × 自己の都合で希望する特別室の差額ベッド料金など

新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

今年の税制改正は、例年の年度改正に加え、社会保障と税の一体改革に伴う財源問題として、消費税の増税などが審議されることから、その成り行きが注目されるようです。

財源も含め年金問題が大きな関心と呼んでいる中、昭和37年に創設された適格退職年金制度が、10年間の経過措置の終了となる本年3月末で廃止されます。厚生年金基金の運営難や、選択制確定拠出年金が話題を集めるなど、年金制度も様変わりしています。

年金問題は高齢化に伴うものですが、一方で、高齢化に対応したビジネスが生まれ、成長するチャンスでもあります。ただし、高齢化イコール介護といった発想ではなく、スマートフォンが高齢者にも興味を持たれているなど、行動する高齢者を意識した商品・サービスが今後は求められるのではないのでしょうか。発想の転換は、どの業種にも必要なことで、企業の生き残りにもつながってきます。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

輸入取引の消費税、個人も納税義務者になる

いわゆる輸入品（保税地域から引き取られる外国貨物）には、原則として消費税がかかります。納期限の延長の申請等を行わない限り、その輸入品を引き取るときまでに消費税を納付しなければなりません。

そして、輸入品を引き取る者が消費税の納税義務を負うことになり、課税事業者、免税事業者に関係なく、個人事業者でない限り、個人も納税義務者になります。

マイカー通勤手当、片道通勤距離15km以上の場合の取扱いが変更

1か月当たりの非課税限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。

従業員等がマイカーなどで通勤している場合に非課税となる1か月当たりの限度額は、片道の通勤距離に応じて定められています（例えば、2km以上10km未満…4,100円、10km以上15km未満…6,500円など）。

なお従来は、片道の通勤距離が15km以上の人が、電車やバスなどを利用して通勤しているとみなしたときの通勤定期券1か月当たりの金額が、それぞれの限度額を超えるときは、その金額が限度額となるという取扱いがありましたが、税制改正により、平成24年1月1日以後に支給すべき通勤手当については該当しなくなりましたので、留意が必要です。